6

第1章 いつまでも健康で いきいきしているまちづくり

● 保健・医療環境の充実

◎こども予防接種事業

8.413万円

(子ども課)

2.119万円 (健康増進課)

乳幼児・児童生徒などを対象に、予防接種法に基づ いた各種予防接種や法定外の各種予防接種を実施・助

内訳: 県2.275万円 般6.138万円

成人を対象に、予防接種法に基づいた各種予防接種 や法定外の各種予防接種を実施・助成します。 内訳: 殿2,119万円

◎健康増進事業

(健康増進課) 4.669万円

生活習慣病の予防のため、各種がん検診、地域にお ける各種健康教室、水中運動教室、自殺予防対策のた めの心の健康相談などを実施します。

他1万円

◎地域医療支援事業

◎成人予防接種事業

1.823万円 (健康増進課)

救急医療対策、休日当番医、塩谷地区おとなっこど も休日夜間診療室などにかかる経費です。

内訳: 愈1,823万円

◎療養給付費負担金 2億7937万円

(健康増進課)

後期高齢者医療被保険者の患者負担を除いた、医療 費の市の公費負担分を、栃木県後期高齢者医療広域連 合に納付します。

内訳: 1 2 億7937万円

◎後期高齢者医療広域連合負担金 1.940万円 (健康増進課)

栃木県後期高齢者医療広域連合の事業運営と連絡、 調整を行います。

内訳: 殿1.940万円

療養諸費等給付事業

◎国民健康保険事業

◎国民年金事業

34万円

(市民課)

(健康増進課)

36億3700万円

(健康増進課)

21億270万円

1,962万円

国民年金事務に要する経費です。 内訳: 国34万円

◎後期高齢者医療事業

2億7540万円

劔 9 億7711万円 ⑩15億5382万円

主な内容

2億4400万円 高額療養費支給事業 出産育児一時金支給事業 2,520万円 葬祭費支給事業 420万円 後期高齢者支援金等拠出事業 4億6951万円 介護納付金納付事業 2億2660万円 共同事業拠出金等拠出事業 4億4361万円 保健衛生普及事業 224万円 疾病予防事業 764万円

内訳:保険料など 2億7440万円 殿100万円 主な内容

一般管理費 353万円 後期高齢者医療広域連合納付金 2億5,230万円 後期高齢者健診事業

1,263万円

特定健康診査等事業

般……—般財源 **闹.....** 市債

2 子育て環境の充実

◎子育て支援事業

(子ども課) 1.087万円

家庭相談員・育児支援家庭訪問支援員が、子育ての 不安・悩みの軽減を図るため、家庭における適正な児 **童養育の相談・指導などを行い、援護を必要とする子** どもと家庭への支援を行います。

内訳: 国270万円 般817万円

◎ファミリーサポートセンター事業 238万円 (子ども課)

「子育ての支援をしてほしい人」(依頼会員)と「子 育ての手助けをしたい人 | (提供会員) がそれぞれ会員 となり、お互いに助け合いながら、地域で子育ての支 援をしていこうとするものです。

内訳: 国119万円 殿119万円

◎子育て支援センター事業 (子ども課) 17万円

育児不安についての相談指導、各児童館の母親クラ ブなど、子育てサークルの育成支援などを行います。

内訳: 般17万円

◎学童保育館活動事業 1.251万円 (子ども課)

放課後、家庭での保育が困難な児童に、健全な遊び と学習の場を提供する学童保育館(矢板、矢板第二、 東、川崎、泉、片岡、安沢) の運営費です。

内訳: 県814万円 般437万円

○公立保育所施設運営事業 8.475万円 (子ども課)

市内の公立保育所(泉・片岡)の保育業務と施設管 理を行います。

内訳: 9100万円 86,006万円 他2,369万円

○子育て支援給付事業(やいたみらいっ子誕生祝金) 480万円 (子ども課)

第二子からの誕生に、祝い金3万円を支給すること で、少子化対策と児童の健全な育成を図ります。

内訳: 殿480万円

◎子ども手当等支給事業 5億9730万円 (子ども課)

中学校修了前のお子さんを養育する方に、子育てを 支援するための手当を支給します。

般8.849万円

◎児童館活動支援事業

2.593万円

(子ども課)

健全な遊びを通して子どもの健康を増進し、心を豊 かにすることを目的とした児童館(矢板、東、片岡) の活動支援を行います。

内訳: 般2,578万円 他15万円

○民間保育所運営補助事業 6億109万円 (子ども課)

民間保育所の運営費補助と延長保育、休日保育、特 定保育、一時保育、病後児保育など、特別保育事業に かかる補助金です。

殿2億1061万円 他1億1435万円

◎幼稚園振興事業

4.834万円 (子ども課)

幼児教育の振興や保護者の経済的負担を軽減するた め、私立幼稚園の設置者と園児の保護者に各種補助金 を交付します。

◎子育て支援医療費助成事業

9.134万円

内訳: 県3,790万円 般5,344万円

(子ども課)

◎母子保健事業 3.921万円

(子ども課)

家庭の健康増進と疾患の早期発見を目的として、18

歳までの子どもと妊産婦を対象に、保険診療分の一部 負担金を助成します。

3 カ月児健診や4 カ月児健診などのほか、妊婦健康 診査費の助成や少子化対策として不妊治療費を助成し

◎ひとり親家庭医療費助成事業 906万円 (子ども課)

◎児童扶養手当等支給事業 1億3113万円 (子ども課)

ひとり親家庭への経済的支援を行い、児童の心身の健

市内在住で、満18歳に達した年度末までのお子さ んを養育するひとり親家庭を対象に、保険診療分の一 やかな成長に寄与します。 部負担金を助成することで、健康の向上に寄与し、経 済的負担の軽減を図ります。

内訳: 9453万円 89453万円

◎母子福祉事業

(子ども課)

母子家庭などの生活の安定と児童の健全育成を図る ため、各種相談や就労支援を行います。

1.024万円

赤ちやかの駅をを利用ください!

「赤ちゃんの駅」は、乳幼児を連れた保護者が無料で「おむつ替え」や「授乳」などをご利用でき る施設です。現在、市内の公共施設や協力していただいている民間施設17か所でご利用でき ます。 ※右の「のぼり旗」が目印です。

また、登録していただける施設を随時募集しています。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ/子ども課 ☎(44)3600









闹……… 市債 他……その他

❸ 地域福祉の充実

◎地域福祉事業

881万円 (福祉高齢課)

民生委員児童委員活動事業、災害見舞い金に要する 経費です。

内訳: 県483万円 殿398万円

◎温泉センター施設運営事業 2.336万円 (福祉高齢課)

市民に交流と憩いの場を提供し、余暇の利用を促進 しながら福祉と健康の増進を図るための城の湯温泉セ ンター。その管理運営を委託します。

内訳: 般2.276万円 他60万円

○地域福祉体制強化事業 2.535万円 (福祉高齢課)

地域福祉活動指導員委託、社会福祉協議会助成事業、 手話講習会助成推進事業、リフト付きワゴン車活用推 進事業、心配ごと相談など、社会福祉協議会へ委託し、 補助事業を行います。

※詳しくは下をご覧ください。 内訳: 搬2,535万円

◎温泉バス運行事業

255万円 (福祉高齢課)

城の湯温泉センターを利用する地域住民の利便を図 るため、温泉バスの運行を委託し、生活福祉の向上を 図ります。

内訳: 198240万円 他15万円

◎生活保護者援護事業 5億5000万円 (福祉高齢課)

生活に困窮する世帯の最低限度の生活を保障するための経 済援護を行います。必要な指導や指示を行い、自立した生活を 送れるよう相談や助言をします。また生活に困っている中国残 留邦人に対し、生活保護にかわる支援給付を行います。

各種研修会、レジャーなどに活用することができます。どうぞご利用ください。

乗車定員/7人

例えば(車いす1台、キャスター付ベット1台、乗員5人) (車いす2台、乗員5人)

貸し出し期間/最長2日間

使用案内/使用上の不注意により発生した事故については、全て利 用者の責任になります。

> 有料道路および駐車場の料金は利用者負担になります。 車を返す際に燃料を満タンにしてください。

申し込み方法/直接または電話でお申し込みください。

申し込み・問い合わせ/社会福祉協議会(きずな館内) **☎**(44)3000



6

第

6

4 高齢者福祉の充実

◎在宅高齢者支援サービス事業 93万円 (福祉高齢課)

介護保険法に基づく要介護認定で、自立と判定された 高齢者などに対して、日常生活を支援するためのホーム ヘルパーを派遣したり、寝具の洗濯乾燥消毒サービスを 提供したりし、在宅福祉サービスの向上を図ります。

内訳: 殿93万円

◎在宅介護支援センター関連事業 210万円 (福祉高齢課)

在宅介護や介護保険に関する総合的な相談業務や、 介護保険の対象にならない要援護高齢者の把握を在宅 介護支援センターへ委託します。

内訳: 殿210万円

○高齢者社会参加促進補助事業 1.238万円 (福祉高齢課)

高齢者の社会参加の促進や超高齢社会の基盤強化を 図るため、老人クラブやシルバー人材センターに助成 を行います。

内訳: 968万円 般1.170万円

○在宅介護支援サービス事業 (福祉高齢課) 1.070万円

一人暮らしの高齢者に緊急通報用の機器を貸与した り、高齢者を介護している家族の経済的な負担の軽減 を図るため、手当を支給したりすることで、在宅生活 を営める環境をつくります。

内訳: 殿1.070万円

◎はつらつ館運営事業

828万円 (福祉高齢課)

元気な高齢者の生きがいづくりや、自立生活の助長 を図る場として、はつらつ館(泉・木幡北山)の運営 を委託します。

※詳しくは下をご覧ください。 内訳: 殿824万円 他4万円

◎敬老祝賀事業

1.216万円 (福祉高齢課)

長寿を祝う慶賀訪問や、各行政区で開催している敬 老会への助成を行います。

内訳: 愈1,216万円

◎老人保護措置事業 (福祉高齢課) 2.124万円

身体状況、家族状況などの理由で、在宅生活が困難 な高齢者を養護老人ホームに保護することで、高齢者 とその家族の福祉の向上に寄与します。

内訳: 殿2.031万円 他93万円

○介護保険施設等整備補助事業

(福祉高齢課) 1.141万円

矢板市老人保健福祉施設を整備する法人に対して、 施設開設の準備費用の補助を行います。

内訳: 91,140万円 801万円

はつらつ館

利用時間/9:00~16:00

休館 日/日曜日および祝日・休日

対 象/市内に在住の、おおむね65歳以上の方

利用料金/1日100円

泉はつらつ館(泉元気センター) ☎(43)2231

・フラダンスやクッキング、グラウンド・ゴルフなど

・日舞や手芸教室、ラージーボール卓球など

木幡北山はつらつ館 ☎(43)6771

闹……… 市債

毎月の詳しい行事予定などは、「広報やいた」15日号をご覧ください。

他……その他

○居宅介護サービス給付費

般501万円

主な内容

◎介護保険事業

21億2490万円

7億1100万円

要介護認定の在宅者が利用する、居宅サービスの保険給付に要する経費です。

(福祉高齢課)

○地域密着型介護サービス給付費 1億7900万円

他13億4390万円

要介護認定の在宅者が利用する、地域密着型サービスの保険給付に要する経費です。

○施設介護サービス給付費 7億8800万円

要介護認定者の施設入所者が利用する、介護サービスの保険給付に要する経費です。

○居宅介護福祉用具購入費 400万円 要介護認定の在宅者に、介護にかかる福祉用具の購入補助を行います。 (上限年間10万円)

○居宅介護住宅改修費 800万円 要介護認定の在宅者が日常生活に必要な、住宅改修を行う場合の補助を行います。

(1件20万円まで)

○居宅介護サービス計画給付費 9,100万円

要介護認定者が介護サービスを受けるための、居宅介護サービス計画作成費用を補助します。 (全額補助)

○介護予防サービス給付費 6.900万円

要支援認定の在宅者が利用する、居宅サービスの保険給付に要する経費です。

○地域密着型介護予防サービス給付費 1,300万円 要支援認定の在宅者が利用する、地域密着型サービスの保険給付に要する経費です。

160万円 ○介護予防福祉用具購入費 要支援認定の在宅者に、介護にかかる福祉用具の購入補助を行います。 (上限年間10万円)

○介護予防住宅改修費 200万円 要支援認定の在宅者が、日常生活に必要な住宅改修を行う場合の補助を行います。 (1件20万円まで)

○介護予防サービス計画給付費 900万円 要支援認定者が、居宅サービスを受けるための居宅支援サービス計画作成費用を補助します。 (全額補助)

○高額介護サービス費 3.600万円 要介護者が、介護サービスに支払った自己負担額(1割)が一定額を超えた場合に、 その超えた額を給付します。

○高額介護予防サービス費 要支援者が、居宅サービスに支払った自己負担額(1割)が一定額を超えた場合に、 その超えた額を給付します。

○特定入所者介護サービス費 8.200万円 要介護認定の施設入所者、ショートステイ利用者に係る食費・居住費を、 世帯所得額を基準に給付します。

○特定入所者介護予防サービス費 20万円 要支援認定のショートステイ利用者に係る食費・居住費を、世帯所得額を基準に給付します。

○地域支援事業費 4.443万円 地域包括支援センターの運営や各種の介護予防事業を行う費用です。

第

第

⑤ 障がい者福祉の充実

◎障がい者給付等支援充実事業 5.936万円 (福祉高齢課)

身体障がい者更生医療給付、特定疾患者福祉手当支 給、重度心身障がい児者介護手当支給、特別障がい者 手当等支給を実施し、医療費負担の軽減、経済的援助 をします。

◎障がい者自立支援事業 2億8267万円 (福祉高齢課)

障がいがある方の相談体制の充実を図ります。障が いのある方が支給決定に基づき、自ら受けるサービス を選択し、契約した上で受けられます。サービス内容は、 介護給付(ホームヘルプサービス、短期入所、デイサー ビスなど)、訓練等給付、地域生活支援事業などがあり ます。

◎障がい者福祉タクシー事業 914万円 (福祉高齢課)

利用対象者の社会活動の推進を図るため、タクシー の基本料金分を利用者に交付し、外出時の経費負担を 軽減します。

※詳しくは下をご覧ください。

内訳: 殿914万円

◎障がい者地域生活確保支援事業 (福祉高齢課) 1.498万円

障がいのある方が健康で安らかな生活を送れるよう、 「補聴器」や「車いす」など補装具の交付や、「手す り | ・ 「目の不自由な方のための時計 | などの日常生活 用具を給付します。

内訳: 国749万円 県398万円 般351万円

◎重度心身障がい者医療費助成事業 5.058万円 (福祉高齢課)

重度心身障がい者が必要とする医療を容易に受けら れるように、各種医療保険制度による医療費の保険診 療分本人負担額を支給することで、経済的負担の軽減 や保健の向上を図ります。

内訳: 県2.512万円 般2.546万円





平成24年度分 福祉タクシー券交付申請受付中

重度障がい者、高齢者の方へ

※土・日・祝日を除く

対 象 者/市内在住で次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳の等級が1級または2級の方 3級で下肢または体幹の機能障がいがある方
- ②療育手帳の等級が A1 または A2 の方
- ③精神障害者手帳の等級が1級または2級の方
- 485歳以上の方

他……その他

⑤80歳以上85歳未満で世帯全員が市民税非 課税の方

助成額/タクシー利用1回につき基本料金分

受付時間/9:00~12:00 13:00~17:00 | 利用回数限度(年間)/①、②、③の方は48回分(月4回で計算) ④、⑤の方は24回分(月2回で計算)

必要なもの/①の方は「身体障害者手帳」と「印鑑」

- ②の方は「療育手帳」と「印鑑」
- ③の方は「精神障害者保健福祉手帳」と「印鑑」
- ④、⑤の方は「保険証」と「印鑑」
- ※代理申請の場合は代理の方の印鑑もお持ちく ださい。

受け付け・問い合わせ/福祉高齢課 ☎(43)1116

FAX(43)5404

(E)..... **P**..... 県 玉 市債 殿……—般財源